

令和6年度 第1回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 令和6年 4月 19日（金） 10時00分から12時20分
- 場 所 石狩市役所5階 第一委員会室
- 議 題 1）（仮称）北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（東急不動産株式会社）

○ 出席者（敬称略）

環境審議会委員

会 長	松島	肇	副会長	芥川	智子
委 員	黄	仁姫	委 員	玉田	克巳
委 員	百井	宏己	委 員	氏家	暢
委 員	長原	徳治	委 員	石岡	真子

事務局

環境市民部長	時崎	宗男	環境課長	上窪	健一
ゼロカーボン推進担当課長	寺尾	陽助	環境政策担当主査	角井	貴博
環境政策担当主任	武田	桃子			

説明員

環境保全担当主査	工藤	隆之
----------	----	----

関係説明員

東急不動産株式会社

インフラ・インダストリー事業ユニット	環境エネルギー事業本部
小島 隆司	坂本 法典
亀井 保	豊永 大貴

一般財団法人日本気象協会

環境・エネルギー事業部	専任主任技師	東 一樹
環境・エネルギー事業部	環境アセスメント事業課	鎌田 忍
		山田 駿介

傍聴者数 13名

【事務局 上窪課長】

それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、皆様ご多忙のところ、令和6年度第1回石狩市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局の環境課長、上窪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会の開会に先立ちまして、本年4月の人事異動により、担当職員の異動がありましたことから、異動がなかった職員も含めて、環境市民部長よりご紹介させていただきます。

【事務局 時崎部長】

皆様おはようございます。本年4月より環境市民部長に配属となりました時崎と申します。

【事務局 上窪課長】

改めまして、環境課長の上窪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 寺尾課長】

環境課ゼロカーボン推進担当課長の寺尾です。よろしくお願いいたします。

【事務局 角井主査】

環境政策担当兼ゼロカーボン推進担当主査の角井と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局 武田主任】

環境政策担当の武田と申します。よろしくお願いいたします。

【説明員 工藤主査】

環境保全担当主査の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局 時崎部長】

事務局の紹介は以上となります。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

続いて、本日の欠席委員の報告をいたします。本日は、「荒関委員」「丹野委員」から欠席の連絡をいただいております。当審議会委員総数11名に対しまして9名の出席となりました。

たので、過半数に達しておりますことから、石狩市環境審議会規則第4条第3項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議題に入るまでに、配布資料の確認をさせていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿、資料1「北海道石狩市厚田区での陸上風力発電事業における地域共生の取組み方針のご紹介資料」、資料2「(仮称)北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書(要約書)」、資料3「(仮称)北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書(本編)」でございます。

その他、当日資料といたしまして、先ほどお配りした「北海道の『生物多様性×民間企業』座談会 記録簿」というホッチキス留めの資料がございます。こちらは、後ほど事業者のご説明を補足する資料として使用する予定でございますが、こちらの資料につきましては、非公開資料となりますので、本審議会のみでの使用とさせていただき、ご退出時に事務局において回収させていただきたく存じます。

以上となりますが、資料の不足等はございませんでしょうか。もしございましたら、審議会中でもどうぞお知らせください。

続きまして、本日は議事次第のとおり、事業者より説明をいただきますので、関係説明員をご紹介します。

東急不動産株式会社 インフラ・インダストリー事業ユニット 環境エネルギー事業本部 小島 隆司様。

【東急不動産株式会社 小島氏】

小島です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

同じく、坂本 法典様。

【東急不動産株式会社 坂本氏】

坂本です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

同じく、亀井 保様。

【東急不動産株式会社 亀井氏】

亀井です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

同じく、豊永 大貴様。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

豊永です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 専任主任技師 東 一樹様。

【一般財団法人日本気象協会 東氏】

東です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 環境アセスメント事業課 鎌田忍様。

【一般財団法人日本気象協会 鎌田氏】

鎌田です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

同じく、山田 駿介様。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

山田です。よろしくお願いいたします。

【事務局 上窪課長】

議題の説明はおよそ 25 分間、その後、委員の皆さまからの質疑応答に入らせていただきます。

ここで 1 点、お願いがございます。会議録作成にあたりまして、発言の際は挙手をしてから、マイクに向かってお話しいただきますようお願いいたします。また、マイクのスイッチにつきましては、事務局の方で操作いたしますので、特にスイッチを押すなどの操作は必要ありませんので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ここから先の議事につきましては、松島会長をお願いいたします。

【松島会長】

はい。皆さん、おはようございます。今年度第1回の環境審議会ということで、よろしくお願いいたします。本日は議題1件と、その他として、前回少し議論が途中で終わっております案件についてお話しできればと思っております。

では最初の議題から入ります。(仮称)北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、東急不動産株式会社様よりご説明をお願いいたします。

【東急不動産株式会社 小島氏】

ありがとうございます。本日のご説明の流れですが、まず日本気象協会の山田から方法書の概要について説明をさせていただきます。その後、前回配慮書の際にご指摘をいただきました、石狩市のゾーニング計画上の環境保全エリアに該当している案件となっております、そのあたりについて少し方針をまとめておりますので、ご説明をさせていただき、最後に方法書とは離れますが、弊社の環境保全の取り組みということで、石狩市様の環境基本計画、生きものかけはしプランなども参照しておりますので、そういった中で弊社ができることとしてご提案をまとめさせていただきましたので、そこについてご説明をさせていただきます。

ではまず、方法書の概要について日本気象協会からご説明いたします。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

日本気象協会の山田からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず方法書の本編を使って説明をさせていただければと思います。通し番号6ページをご覧くださいませでしょうか。最初に事業の計画について説明させていただきます。一番上のところ、事業の名称ですが、(仮称)北海道厚田風力発電事業、風力発電所の出力が最大で91,500キロワット、各風力発電機の単機出力が4,300から6,100キロワット、基数が最大15基という計画となっております。こちらについては配慮書時点から変更はございません。

続きまして、対象事業実施区域の位置については、次の7ページのところに記載をしております。本事業は石狩市の厚田区において計画をしております、次のページには衛生写真を掲載しております。こちらゴルフ場のように見える場所が、国営のパイロットファームで使われていた跡地として、本事業ではその跡地を活用した事業計画となっております。11ページのところにも対象事業実施区域の位置を地図上で示しております。続きまして13ページ、こちらには対象事業実施区域の上空からの写真を掲載しております。こちらでもご参照いただければと思います。

続きまして20ページ、こちらには風力発電機のサイズについて記載をしております。こちらでも配慮書段階からは変更はしてございません。単機出力4,300から6,100キロワット、ブレード枚数3枚で、ローター直径が最大158メートル、ハブ高さが最大115メートル

ル、ブレード回転域の最大高さが最大 180 メートルとしておりまして、現在事業者のほうで機種については検討中という段階でございます。

1 ページめくっていただきまして、22 ページのところには現在想定されている工事の工程について記載をしております。現時点では工事着工時期として 2027 年を予定しており、着工後 30 か月の間工事を行いまして、着工後 36 か月目に営業運転を開始するような想定となっております。

続きまして、25 ページ、こちらには風力発電機等の輸送ルートについて記載をしております。こちらにも配慮書段階からは変更はございません、石狩湾新港から一般道道 225 号、それから一般国道 231 号を通って対象事業実施区域まで到達するルートを想定しております。対象事業実施区域から 4 本ほど細い区域が伸びているかと思うのですが、こちらのいずれかのルートを使って、風力発電機の設置位置まで輸送していく想定となっておりますが、こちらについてはまだ検討中となっております。

続きまして、26 ページ、こちらには、生コン車など工事関係車両の主要な走行ルートについて図面をお示ししております。こちらについても同様に、石狩湾新港の方面から一般国道 231 号等を使用し、風力発電機の設置位置、また工事場所まで走行するような形を想定しております。事業計画については以上でございます。

続きまして、425 ページのところで配慮書段階からの対象事業実施区域の設定の経緯、それから風力発電機の設置予定範囲の経緯についてご説明をいたします。1 ページめくっていただいて、426 ページのところから図面をお示ししておりますので、そちらをご覧くださいければと思います。まず、図面に矢印で書かれている箇所、青い点線が配慮書段階の事業実施想定区域、黒い線が方法書における対象事業実施区域になってございまして、こちらの矢印の先にある 2 か所は対象事業実施区域から除外した形、絞り込んだ形になってございます。こちらの理由としては、黄緑の色で示されているのが土石流危険渓流という場所です。こちらを避ける形、可能な限り避ける形で対象事業実施区域を設定いたしました。

それから、風力発電機の設置予定範囲の設定については、こちらの図面の紫色でお示しているのが、崩壊土砂流出危険地区となっております。こちらを可能な限り避ける形で、風力発電機の設置予定範囲を設定しております。

これら二つについては、準備書以降においても変更区域から除外する方向で検討を行ってまいりますが、やむを得ず変更を行う場合には、関係機関等との協議を踏まえ慎重に検討することとしてございます。

次のページには、住宅等との距離をお示ししております。今回の風力発電機の設置予定範囲から、住宅等との離隔に関しては、800 メートル以上を確保する形で設定しております。こちらに関しましては、配慮書段階における事業実施想定区域の多くが、石狩市風力発電ゾーンニング計画の環境保全エリアに指定されている要因となっている、住宅等から 800 メートルの離隔という基準がございました。そこで、方法書段階での風力発電機の設置予定範囲については、その 800 メートル以上を確保する形で設定したという経緯がございます。

最後に 428 ページ、こちらには少し対象事業実施区域を追加した場所をお示ししてございます。それが西側の細く伸びた部分になってございます。こちらについては、風力発電機の輸送ルートとして利用する可能性があるため、追加したといった状況になってございます。配慮書段階からの変更の経緯については、以上でございます。

続きまして、配慮書段階で頂いていた北海道知事意見に対する事業者の見解についてご説明をいたします。通し番号 341 ページをご覧ください。341 ページから 343 ページまで道知事意見と事業者の見解を記載してございます。時間の都合上、少し抜粋してご説明をさせていただきますと、まず 1 の総括的事項のうち (3) 累積的な影響について適切に調査、予測、評価を実施することというご意見を頂いておりました。こちらについては、予測に必要な周辺他事業の情報収集に努め、入手できた場合には、適切に調査、予測、評価を行うこととしてございます。

それから、次の (4) 石狩市ゾーニング計画に関しましても、ご意見を頂いてございました。こちらについては図書の中で、環境配慮情報への事業者の対応方針を記載してございますが、こちらについては後ほど事業者のほうから詳細に説明をさせていただきます。

続きまして、342 ページ、2 の個別的事項のところでは、各項目について適切に調査、予測及び評価を実施するよう、ご意見を頂いてございます。それらについては、今後適切に調査、予測、評価を行うこととしてございます。その中でも (3) 植物及び生態系ということで、植生自然度の高いカシワ群落が事業実施想定区域に存在していることから、土地の改変の検討にあたってはその範囲を避けるなど、影響を回避または十分に低減することというご意見を頂いてございました。こちらについて、方法書段階の風力発電機の設置予定範囲には入ってございません。ただ、現状としては対象事業実施区域の中に依然として存在しておりますので、こちらについては十分に調査、予測を行った上で影響を回避、また十分に低減していくよう努めてまいります、という記載をしてございます。

それから、343 ページ (4) の景観について、特に事業実施想定区域の周囲には住宅等が集まっている地区があること、それから暑寒別天売焼尻国定公園が存在することから、主要な眺望点について、改めて検討することというご意見を頂いてございました。こちらについては、暑寒別天売焼尻国定公園について石狩市様に確認したところ、石狩市ゾーニング計画書の中に眺望点として記載されている地点があるので検討してほしいというご意見を頂きました。そこで、本事業との位置関係を確認いたしますと、垂直視野角 1 度となる可能性のある範囲に該当する眺望点がございませんでしたので、方法書では地点の追加はしてございません。

それから、周辺地区の地点についても、配慮書段階から主要な眺望点として選定しておりましたが、住民説明会等においても特段地点の追加をしてほしいというご意見は頂いておりませんでした。今後の手続きにおいてもご意見を頂いた場合には、適宜主要な眺望点への選定を検討することとしてございます。道知事意見への事業者の見解は以上でございます。

続きまして、調査、予測、評価の手法について説明をいたします。251 ページ、第 6 章のところにそれらの内容を記載してございます。今回の環境影響評価の項目の選定については、255 ページのところに表形式でお示しをしてございます。各項目について、工事用資材等の搬出入による影響、建設機械の稼働による影響、または造成等の施工による一時的な影響について調査、予測を実施する方針としてございます。それ以外にも地形改変及び施設の存在、施設の稼働による影響という観点からも調査予測を行います。この中にグレーで示されているのが「発電所アセス省令」で示されている参考項目になってございますが、この中で施設の稼働による超低周波音という項目が参考項目から外れているのですが、本事業では調査、予測、評価を行った上で事業計画を検討することとしてございます。

263 ページのところから各項目の調査、予測、評価の内容について具体的に記載をしてございます。そしてその手前、260 ページから 262 ページのところまでは、動植物に関して専門家等へのヒアリングを行った結果、それから事業者の対応を記載してございます。今回は植物、鳥類、コウモリ類、それから 262 ページのところ、爬虫類、両生類に関してヒアリングを行ってございます。その上で、調査の計画を記載したのが 263 ページ以降という形になってございます。

各項目の調査の内容について、簡単ではございますが、ご説明をさせていただきます。まず、263 ページ、264 ページのところには、工事用資材等の搬出入に関する騒音の調査予測評価の内容を記載してございます。調査の内容としては、現在の道路交通騒音の状況、それから沿道の状況や道路構造の状況、交通量の状況を把握いたします。264 ページの 5、調査期間のところには、その調査の回数について記載してございます。この項目では、平日及び土曜日の昼間に各 1 回調査を実施することとしてございます。それから 265 ページ、266 ページのところには、建設機械の稼働による騒音の影響について記載してございます。4 の調査地点に記載してございますとおり、対象事業実施区域周囲の 5 地点で、「5. 調査期間等」に書いてありますとおり、平日の昼間に 1 回調査を行うこととしてございます。

267 ページ、268 ページのところには、施設の稼働による騒音に関して記載してございます。267 ページの一番下のところ、現地調査に関しては、先程と同じ 5 地点で調査を行うこととしておりまして、期間については 268 ページの上のところ、「5. 調査期間等」というところに記載しておりますとおり、各季節、4 季について 72 時間測定を行うこととしてございます。

269 ページ、270 ページには、超低周波音についての記載してございますが、こちらについては今ご説明いたしました施設の稼働による騒音の調査の内容と同じ調査地点、調査期間で調査を行うこととしてございます。

271 ページには、工事用資材等の搬出入による振動の影響に関して、調査、予測、評価の内容を記載してございます。「4. 調査地点」のところに記載しておりますとおり、工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 1 地点で、調査を実施することとしてございます。調査期

間については次の 272 ページのところに記載しておりますとおり、平日及び土曜日の各 1 回行うこととしております。

今ご説明いたしました調査内容の調査地点の設定根拠については 273 ページのところに記載してございます。沿道と呼んでいる調査地点が工事用資材等の搬出入による騒音と振動の影響の調査地点、騒音 1 から騒音 5 の調査地点が建設機械の稼働による騒音と施設の稼働による騒音・超低周波音の調査地点になってございます。調査地点図については 274 ページのところに記載してございます。各方位の風力発電機の設置予定範囲に近い住宅等において騒音 1 から騒音 5 を設定してございます。沿道については図面の左下のところの緑の丸で記載している調査地点で調査を行うこととしてございます。

続きまして、275 ページのところからは水質、造成等の施工による水の濁りの影響についての調査、予測、手法の内容について記載をしてございます。調査する内容としましては、主に現在の河川における浮遊物質量や流れの状況、それから土質の状況を調査いたします。調査期間については次の 276 ページのところに記載してございまして、河川における調査については、土木工事を実施しない冬季を除く 3 季について各 1 回、それから降雨時調査を 1 降雨以上、なお 1 降雨につき複数回実施するものとしてございます。それから、土質の状況については、(4) のところに記載しておりますとおり、1 回土壌の採取を行います。その調査地点図を 278 ページ、279 ページのところに記載してございます。水質については、風力発電機の設置予定範囲を網羅するように設定してございます。それから、土質については、風力発電機の設置予定範囲の表層地質 2 種類を対象に、2 地点で調査を実施することとしてございます。

280 ページのところからは施設の稼働による風車の影響について記載をしてございます。こちらについては、年 1 回土地の利用や地形の状況を適切に把握した上で、標高データ、それから風車の大きさのデータを用いた数値シミュレーションを実施して、シャドーフリッカーの影響時間を予測いたします。

283 ページのところからは動物について記載をしてございます。285 ページの「5. 調査期間等」のところをご覧くださいと思います。こちらに記載の調査対象に関して調査を行います。哺乳類については直接観察、フィールドサイン法による調査、それから小型哺乳類を対象とした捕獲調査、それから自動撮影調査を行います。

コウモリ類については、捕獲調査、バットディテクターによる入感状況調査、それから音声モニタリング調査、音声ルートセンサス調査を実施する予定でございます。

鳥類については任意観察調査に加え、ポイントセンサス法による調査、それから IC レコーダーにより調査を実施する予定です。b、c、d の希少猛禽類、渡り鳥、越冬鳥類に関しては定点観察法による調査を実施する予定でございます。それから、③④の爬虫類、両生類に関しては直接観察調査、昆虫類については、一般採集調査に加え、ベイトトラップ調査、ライトトラップ法による調査を実施する予定でございます。

魚類については捕獲調査、最後の底生動物については定性採集調査を実施する予定でございます。各調査の内容については、287 ページ、それから 288 ページの表で記載をしております。各調査の調査地点の設定根拠については 288 ページから 291 ページのところまで表形式で記載をしております。調査地点については、基本的には環境類型ごとに複数地点設定するように検討を行っております。それから、292 ページ、293 ページのところには、各調査の調査時期の設定理由についてまとめてございます。295 ページのところから各調査地点の場所を図面でお示ししております。

少し駆け足になってしまうのですが、続きまして植物について説明をいたします。308 ページをご覧ください。このページから植物の調査、予測、評価の手法について記載をしております。309 ページの真ん中の調査期間等のところをご覧ください。現地調査については、植物相調査として春、夏、秋の 3 季に調査を実施する予定でございます。また、植生調査については、夏と秋の 2 季に実施することとしてございます。各調査の内容については、310 ページ、各調査地点の設定根拠については 311 ページのところに記載をしております。それから、312 ページ、313 ページのところには、各調査の地点や踏査ルートについて記載をしております。

続きまして 316 ページ、生態系についてになります。「2. 調査の基本的な手法」の(2)、注目種の選定というところをご覧ください。事業では上位性の注目種としてクマタカ、典型性の注目種として草原性鳥類を選定しております。317 ページの調査期間等、括弧の現地調査のところをご覧ください。各種に関しての調査の内容・時期を記載しております。クマタカについては、生息状況の調査に加え、餌種・餌量調査を実施する予定でございます。対象としてこちらにヤマドリと記載しておりますが、こちらはエゾライチョウやコウライキジなどをメインターゲットに考えてございます。それから、ヘビ類についても調査を実施する予定になってございます。草原性鳥類に関しては、生息状況の調査を繁殖期に 1 回、それから餌種・餌量調査を 3 季実施する予定でございます。こちらについては昆虫類を主なメインターゲットとしてございます。318 ページのところには、注目種の選定や調査の内容、319 ページのところには、調査地点の設定根拠について記載をしております。320 ページのところから各調査の調査地点について、323 ページまで図面を記載しております。

続きまして景観について、328 ページから記載をしております。こちらの現地調査に関しては、写真撮影及び目視確認による情報収集、それから当該情報の整理及び解析を行うこととしてございます。調査期間が一番下の「5. 調査期間等」のところに記載しておりますとおり、4 季の調査を実施しております。調査地点図につきましては、330 ページのところに記載をしております。①から④に関しましては風力発電機の垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲において、不特定多数の方々に利用される可能性のある地点を設定しております。それから⑧から⑪に関しては、住宅等が存在する地区として選定しております。

331 ページからは、人と自然との触れ合いの活動の場について記載をしてございます。各調査地点について現地調査を行った上で、現在の利用の状況やアクセスの状況を把握いたします。335 ページのところにはその調査地点を記載してございます。こちらの5地点で調査を実施する予定でございます。調査の内容については以上でございます。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

続きまして、東急不動産の豊永より石狩市風力発電ゾーニング計画への対応をご説明させていただきます。方法書図書の通しページの344 ページをご覧ください。石狩市様におかれましては、2019 年に風力発電事業の適地誘導を目的にこういったゾーニングを策定されておりまして、この見開き右側のページの表にあるような、複数の環境配慮情報を重ね合わせて、ゾーニングマップの策定をされております。もう1ページめくっていただきますと、こちらは実際のゾーニング計画のマップと本事業の位置を重ね合わせております。全体図ではなく狭域図になってしまうのですが、市の陸域の約89パーセントが環境保全エリアになっておりまして、導入可能エリアは0パーセントと設定をされております。本事業におきましても、一部調整エリアAがございしますが、大部分は環境保全エリアとなっております。

もう1ページめくっていただきまして、348 ページの表が書いてあるページをご覧ください。できればと思います。配慮書の時点で、環境保全エリアに該当しているところを改めて整理をするようご意見も賜っておりましたので、こちらで整理をしてこの表に記載をしております。

石狩市様に確認をしまして、本事業の計画地が環境保全エリアに該当している項目をこちらに書いております。全部で8項目ございます。どれも重要な項目であるという認識はしておりますが、特に重要だと考えている3項目について、この場ではご説明をさせていただきます。それが農地、それから住居、最後に鳥類等の主要な生息環境について、この3項目です。

順番にご説明しますが、農地に関しましては、農用地区域が環境保全エリアの基準となっております。ゾーニング策定時には、この本事業計画地の多くの部分が農用地区域というふうになっておりまして、環境保全エリアに該当しておりました。今回、最新の情報を確認しましたところ、計画地の一部を除いて、大部分が農用地区域から現在は解除されているということが確認できております。

次に2つ目の住居についてです。こちらは住居から800メートルの範囲が環境保全エリアの基準となっております。こちらに関しましては、先ほど山田のほうからもご説明をいたしましたが、最寄りの住居から800メートルの離隔を確保した上で、風力発電機の設置予定範囲を設定しております。

最後に3つ目、鳥類等の主要な生息環境についてです。こちらは非常に多くの鳥類が生息する環境と抽出されたエリアが基準となっております。当時ゾーニング策定をされるときに石狩市の全域の中で複数の調査地点を置いて、その結果を計算式を基に面的に広げて、鳥

類の生息状況の推定をして、こういったレイヤーが作られています。それに対して、本事業においてはまず現地の状況を確認するために、昨年５月と６月に鳥類に関する現地調査を実施しました。この対応表にも記載をしていますが、調査の結果、対象事業実施区域においては、周辺よりも鳥類の多様度が低い地点が多く確認をされています。この調査結果を基に実施した専門家ヒアリングにおいては、「石狩市ゾーニングでは、石狩市全域を対象としたためメッシュサイズが大きく、事業の局地的な適地検討にあたっては、必ずしも適切なスケールではない。より詳細なスケールで見れば、石狩市ゾーニングの環境保全エリアにおいても適地が存在する場合があると考えられる。」というコメントを得ております。

今回に関しましては、石狩市ゾーニング計画において鳥類の多様性が基準となっておりましたので、こういった鳥類の種数に関する調査をしておりますが、今回の調査で指数が少なかったから問題がないという認識ではありませんし、本来的な環境保全を考えると、鳥類の種数という限定的な項目だけでは測れるものではないと認識をしておりますので、今後環境アセスメントの調査を通じて多様な動植物相を収集して計画を検討してまいります。以上がゾーニング計画への対応です。

少し時間が長引いてしまっているのですが、引き続き少しだけ説明をさせていただければと存じます。すみません。次に、こちらのA4縦型の冊子をご覧いただければと思います。本事業の配慮書段階の当審議会においても、地域貢献や地域共生に関するご質問も賜っておりましたので、本事業における地域共生の考え方と取り組みをこの冊子にまとめてまいりました。題名が『『地域共生型の再生可能エネルギー事業』カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現』です。1枚めくっていただきまして、「1 本事業の概要」、こちらは冒頭に説明した内容と重複しますので、説明は割愛をさせていただきます。

右のページ「2 現状と課題」については要約してご説明をさせていただきますが、カーボンニュートラルの実現に向けて再エネ事業が全国で進められてきた中で、先ほどもご説明したように、特にゾーニング計画でも言及されておりましたが、生物多様性保全の観点で、再エネ事業が足元の生物の多様性を脅かしてしまうのではないかなというような課題が今あるのではないかなということを認識しているという旨記載をしております。

もう1ページ進んでいただきまして、3番、生物多様性の保全と再エネの導入といったところに課題感を感じながら、今回本事業の目指すものを検討してまいりました。まず、この事業においては、先ほど課題で挙げたように、再エネの導入というところと、そこに住む生物の多様性の保全というところの両立を目指していくという考え方をしております。具体的な取り組みのイメージを持っていただくためにご説明をさせていただきますが、この地域共生型というのは、厚田にある豊富な自然資源を地域の皆様と一緒に育む活動を、この風力発電事業を通じて行って、それらの恩恵が、地域に還元されるような取り組みをしていくということを地域共生型と考えております。

中段の表の緑の「本事業」の部分に、①から③でイメージを記載しておりますが、①としては地域の皆様と厚田の動植物や自然を育む活動を通じて、それらを地域のシンボルにし

ていくという活動です。2つ目は、厚田の強い風を電気に変えて、地元の皆様に使っていただけの電気としていくということです。3番目が、そういった環境保全や再エネの取り組みを通じて、そういった取り組みを地元の方と一緒に行うことで、環境教育という側面でも皆様に価値をご提供できる事業として検討しております。これらの考え方は、この表の左側に記載をしておりますが、石狩市環境基本計画の項目に対応し、この計画の実現に貢献できるような事業として考えております。

もう1ページ進んでいただけますでしょうか。4番の「具体的な取り組み(1)」のページになります。こういった事業を実現するために、この事業においてできること、取り組みを三つ記載してございます。一つ目が地産地活電源化へ向けた取り組みです。こちらに関しましては、石狩市様が今、新港のエリアにおいて、データセンターの産業誘致や再エネへの活用というところの脱炭素戦略を進められておりますが、本事業で発電した電気もそちらに運んでいって、地元で利用していただくというところを選択肢の一つとして検討を進めております。

次に、取り組みの二つ目、右側のページをご覧ください。既に開発された土地の活用です。冒頭、山田からお伝えをしましたが、航空写真を見るとゴルフ場のように見える部分が、昭和44年から始まった国営の農地開発事業において、大規模に山林を切り開いて牧草地化された部分になります。この中段の図にオレンジの線で道路を記載しておりますが、当時の事業の中でこういった林道も整備をされておりますので、本事業においてはこのパイロットファームの跡地、今は耕作放棄地になっておりますけれども、そういった部分と、この事業で使われた林道を一部拡幅等して利用しながら、従来事業と比較して、新たな森林伐採や造成量の抑えた事業を検討してまいります。また、このパイロットファーム跡地において風車として利用しない部分に関しては、植林等をして森に戻していくという活動も、この事業の中で検討しております。

次のページをお願いいたします。最後、取り組みの三つ目です。再エネの導入と生物多様性の保全を両立するために、取り組みの三つ目としては、生物多様性保全に向けた取り組みを記載しております。これらの具体的な取り組みは、今後の環境アセスメントの調査を経て、その環境を把握した上で決定をしていくものと認識をしておりますが、まずは今ある情報でできることを検討して、ここに記載してございます。

一つ目、右のページに行ってくださいまして、草原性鳥類の子育てモニタリングです。この生物多様性保全の計画を作る上で、複数の専門家の方にもご意見を頂戴したのですが、その中で草原は全国で見ても希少性が高いということをお聞きしまして、かつてパイロットファームで草原になっている部分をそのまま保全して、その鳥類を守っていくという活動を、この事業の中でしていきたいと考えております。

次のページへ進んでいただきまして、あと二つ取り組みをご紹介します。取り組みの二つ目がネイチャーポジティブの実学プログラムの実践です。こちらに関しましては、今まで申し上げた植林の活動や草原の鳥類を守っていく活動、あるいは調査の活動、そうい

った部分を地元の方、特に地元の小中学生の皆様を想定しておりますが、地元の方と一緒に
行うことで、地元の自然環境に親しみを持ってもらう機会としてご提供していきたいと考
えております。

最後、右側のページ取り組みの三つ目、自然共生サイト（OECM）への登録についてです。
こちらに関しましては、今、昨年閣議決定された国家戦略でもありますけれども、「30by30」
ということで、こういった保護区、自然共生サイトを増やしていこうという取り組みを国の
ほうで進められております。そういった国の目標達成と、あとは今までご説明をしてきたこ
の事業の保全の活動を行っていく上で、この事業地において風車で利用しない部分は自然
共生サイト、保護区として登録をしていくことを検討しております。駆け足でしたが、以上
でこちらの冊子のご説明とさせていただきます。

最後に、追加でご提出をしました、このホッチキス留めの資料をご覧いただければと思い
ます。こちらが先日道内で開催されました生物多様性保全のために民間企業がでること
についての座談会、勉強会に近いものですが、その議事をまとめた資料でございます。

この表紙の表の中段に参加者が記載されていますが、生物多様性保全に関連する活動を
行われている研究者の方や、民間企業が集まって、こういった生物多様性保全について勉強
会をしております。当社も一民間企業として参加をしまして、本事業の今ご説明したことを
紹介して、皆様からご意見を頂いておりますので、少しご紹介をさせていただきます。

ページをめくっていただきますと、最初のあたりは他の企業様の活動等も載っておりま
して、今回は直接関係ありませんので、割愛をさせていただきます。最後のページ、裏表
紙から1ページ戻った見開きを開いていただきますと、こちらで、本事業のまさに今ご説明
をした内容と同じ内容を、この座談会においてご説明をしまして、右のページ以降に参加の
皆様から頂いたご意見を記載しております。

本事業の取り組みの捉え方の一つとして、こういったご意見を頂いているというところ
を参考にいただければ幸いです。この座談会自体ですが、風力発電事業の実施の是非を
問う場ではなく、この本事業における環境保全の取り組みについて議論をしたものという
ことになっておりますので、そこは認識をいただければと思います。引き続き、こういった
活動にも参加をしながら、専門家の方や様々な意見を取り入れて、より良い事業となってい
くように検討を進めていきたいと思っております。少し時間が超過してしまいましたが、以
上で事業者の説明とさせていただきます。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。大変熱意があるところは伝わってきましたが、もう少し
時間をコンパクトにまとめていただければと思いました。それでは委員の皆様からご質問
やご意見がありましたら、よろしく願いいたします。はい、石岡委員どうぞ。

【石岡委員】

この本編と要約書を見比べたいと思って、ページ数を見たのですが、他のアセス書でしたら、通し番号、例えば3-1-59とか、こういう数字が載っていたりするので、本編と要約書とか概要書というものが本当に対応しているなどと思いながら、見ていました。要約書を見て、もう少し深く見たいと思ったら、本編を見ればいい、そういうふうに思っていたのですが、この東急不動産のアセス書を見ていたら、何か一致している部分もあるのですが、何か一致していない、そういう印象があります。

第4章については、本編の第4章ですね。それからもっと後ろのほうも「計画段階配慮書のものである」ということが下の方に書いてありまして、やはりこういうことではなくて、それを踏まえて、方法書でどういうふうに変ったのかと付け加えてはいるのですが、もう少しちゃんとまとめてそこに記載をしてほしいということです。だからとっても見づらいと思いました。

そして、この要約書を見ていると、例えば、4の2の何番という数字があるのですが、本編で見てもそれは少し探せなかったのです。ちゃんとあるのですか。私はちょっと探せなかったもので、どこかにあるのだろうなと思いつつも、探せなかったもので、やっぱりページ数というのは、読む人にとってすごく大事なものだから、そのところを一致するようにお願いします。

そして、住民説明会で、日本気象協会のほかにもコンサルが関わっているということを、ちらっとおっしゃったと思います。すみませんが、もう一つ関わっている事業者を教えてくださいませんか。

それから、関係自治体に当別町というのが配慮書では入っていたのですが、この方法書から抜けているので、それが少し分らないです。当別まで5キロくらいですか、私もはっきり分かりませんが、そこまで近いようなところに事業計画があるので、私は当別町も当該事業の関係自治体に入れてほしいと思いました。

それから、低周波音について、説明会などの中では低周波音による人間への影響について知見はないということが書いてあったのですが、消費者庁からは家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案が、平成25年10月18日に出されたのですが、それに関して行った調査の結果を踏まえて、消費者安全調査委員会から経産省や環境省、消費者庁及び公害等調整委員会に意見が出されて、例えば環境省だとしたら、参照値の解釈を周知するように、ということが言われています。家庭用ヒートポンプ給湯機の運転音に含まれる低周波音が健康症状を発生させる可能性があるということが書かれています。ですから、もう少し文献を調べてください。

それから、説明会で言っていたかと思いますが、ヤマドリに関して、全くないわけではないのでしょうけれども、あんまり北海道では見ないものです。だから、それが今のご説明だったら、ちゃんと訂正してはありましたが、住民説明会で餌としてふさわしくない種ということを言いましたら、別にその場で訂正もしないで、そのままという感じだったと思います。少しおかしいなと思っております。

それから、植物名について、私もそんな専門家ではないのですが、ハルリンドウとあるのですが、石狩市内の沢地だとか湿地でハルリンドウを私は見たことがないです。あるのかもしれませんが。でもタテヤマリンドウっていうのがハルリンドウの湿地型ということだったと思いますけれども、私は美唄湿原では見たことがあるのです。タテヤマリンドウですね。石狩市で、フデリンドウは見たことがあります。ハルリンドウは聞いたことがなく、フデリンドウは防風林の中でも見るのがあったりするので、フデリンドウは知っています。だから植物名もこんなのかな、なんて思いながら見ていました。

あと、嶺泊に近いということで、嶺泊の海岸保全区域ですけども、あそこは石狩湾のニシンの採卵場と言うのですか、それで重要な場所です。それで陸上の風力発電でどこまで影響があるのか、それは私としてはどうも言いようがないのですが、厚田地区がニシンの産卵場として重要な位置にあるということは、それまでの研究等で分かってきていることでもあります。それですごく近いところでもあるし、何か影響があるかもしれないと思って、そのニシンの産卵場については、非常に注意して見ていてもらいたいと思っています。

それから、すみません、この東急不動産の生物多様性ということですが、ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現というのは、私はちょっと、不可能だと思っています。それで地域共生型の再生可能エネルギーと言っているのですが、果たして地域共生なのかという観点から見ると、例えば銭函の風力発電所の近くの海岸防風林などに居たアカモズはどうなったのかということを知ったことがあります。以前住んでいたアカモズ、繁殖していたつがいなどが来なくなったとかいう話も聞いています。だから、東急不動産がカーボンニュートラルとネイチャーポジティブを同時に実現すると言っても、銭函の事後報告も出ていませんが、そういうことをする東急不動産がどの口を使ってこういうことを言うのかっていうのを、すみません、思っています。

オオジシギについても、例えば石狩のマクンベツ湿原でも本当に鳴いていたのです。それが楽しみで素晴らしいなと思って、春は観察に行ったりしていました。でもマクンベツ湿原でも、もう聞こえなくなりました。私が行った範囲では。だから、もう姿が見えなくなったのです。だからそれは何が原因とは分からないですけども、こんなにいっぱい風車も建っているし、何が原因なのだろうと私は考えています。先ほどおっしゃいました。カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現というのは不可能であると思います。これが私の意見です。

【松島会長】

ひとまず、よろしいですか。

【石岡委員】

コンサルの名前とか、分かりますか。

【松島会長】

はい。とりあえず今までご指摘いただいた点について、東急不動産のほうに、確認をお願いしたいと思います。はい、お願いします。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

今、頂いた内容ですね。図書の件と、コンサルの件、当別町さんの件、低周波の件、ヤマドリの件、ハルリンドウ、海岸保全区域、最後ネイチャーポジティブとの両立の話ですね。

まず、コンサルの件と、ネイチャーポジティブとの両立の部分に関しては、まず東急不動産の豊永よりご説明させていただきます。残りの件に関しては、後ほど日本気象協会よりご説明をいたします。

まず、コンサルですが、別紙でお出ししたこちらのネイチャーポジティブの資料を作るに際して、株式会社地域環境計画さんにご協力をいただいております。

【石岡委員】

（資料の）下の方、一番下の会社ということですか。その下から2番目のところはまた違うのですか。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

はい。そうです。もう一つ、最後にご質問を頂きました、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現についてですけれども、今そこを目指して計画をしている中で、不可能じゃないのかと言われると、なかなかお答えすることも難しいのですが、簡単にこの両立ができるとは、もちろん弊社も思っていないくて、今までそれができて来なかったが故に、そういった問題点が顕在化してきているのではないかと考えております。

ただ、再エネも日本としては国の目標もあり導入をしてかなければいけないという中で、また生物の多様性保全も本格的に国家戦略としてやっていくというところで、ここを両立した事業というのは、今後必ず検討していかなければならない部分だというふうに認識をしています。まずは当社の石狩厚田での事業において、そこを追求していきたいと考えて、今回この計画書を作ってまいりました。もし、この部分が難しいのではないかとか、そういったご意見をいただければ、そこも含めて、今後、調査結果等を踏まえながら、計画をより深めていきたいと思っております。今回のこれがすべてではないと思っておりますので、そのあたりはご意見を引き続き頂ければと思います。残りの項目については、日本気象協会よりご説明をいたします。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

日本気象協会の山田から、ヒートポンプの件についてご回答させていただきます。弊社としても、ヒートポンプによる不調、低周波音の影響が出ている事例が報告されているという

のは承知しております。ただ一方で、環境省や他の研究者の研究論文や、そういったところは、環境省の方で取りまとめており、環境省自体も、超低周波音のレベルを既設の風力発電所で観測をしております。その結果を見ますと、そういった人体に影響が出るようなレベルの超低周波音は観測されていないというふうに理解はしております。

ただ一方で、当然人体の影響というのは最新の知見を踏まえて、今後検討していくべきだと考えておりますので、今後引き続き検討を行った上で、準備書、予測、評価の内容をご説明させていただければと考えております。以上です。

【一般財団法人日本気象協会 鎌田氏】

では、残りの質問については、日本気象協会の鎌田よりご説明させていただきます。

まず、ヤマドリ の件については、すみません。2 回目の説明会の時には、ちょっと訂正が漏れておりまして、大変失礼いたしました。本日も含め、今後の説明会や審査会等については、その際にご説明をさせていただきます。あと、植物名については、今回、図書をまとめるにあたって、種名などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に記載されている種名に準拠した形で記載をさせていただいております。ニシンの影響については、現状、明確な影響を示すような知見というのはなかなか探するのが難しいかなと思いますが、今後最新の知見の収集に努めてまいりたいと思います。以上です。

【松島会長】

あと、方法書の作りについてと、当別町が抜けている点について。はい、お願いします。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

はい、日本気象協会の山田から引き続きご説明をさせていただきます。まず要約書のページについては、ご指摘のとおり、ちょっと見づらい、比較しづらいものになっていたかと思います。ご指摘のあった4 章ですとか、後ろのほうの7 章、「計画段階環境配慮書のものがある」というところに関しては、もともと配慮書にこう掲載していましたというのを、方法書、準備書、後の段階になってもご覧いただくために掲載しているものと認識しております。そちらに関しては、方法書自体の内容ではないので、要約書には掲載していなかったのですが、そういった関係で、表番号、図番号というのがずれてきてしまっているところがあったかと思います。今後の図書の作成においては、そういった要約書と本編の比較がしやすいように記載の工夫をしたいと考えてございます。

それから、当別町さんに関しては、図書で言いますと、通し番号、本編の6 ページのところに記載をしてございます。ご指摘のとおり、配慮書段階では、当別町も関係自治体に含めておりました。この関係自治体というのが、選ぶ基準が二つ省令のほうで定められておりまして、一つが対象事業実施区域から1 キロ以内の範囲に位置していること、二つ目が一つ以上の環境項目について影響を受ける可能性のある地域とされてございます。

風力発電事業といいますと、やはり景観影響というのが最も広範囲に及ぶ影響の項目になりますので、そちらについて検討を行いました。この6ページのところに記載しておりますが、垂直視野角1度以上なおかつ可視領域に当たるような主要な眺望点が存在していないことを確認いたしました。その結果を踏まえて、当別町さんに事業者のほうから相談した上で、関係自治体からは除外したという経緯がございます。

垂直視野角1度以上、それから可視領域の図面については、第6章になりますが、330ページのところに記載しております。こちらの中央から少し右側にずれた、ちょっと見にくいかもしれませんが、南北に点線が入っていきまして、ここが石狩市様と当別町様の行政境になっております。その東側において紫色で示されているのが可視領域になってございます。この可視領域なおかつ紺色の点線の円の中、両方に該当する場所を調べたのですが、そういった眺望点や住宅の密集しているような集落というのは確認されなかったことから、景観への影響はないと考えてございます。

【松島会長】

はい、ありがとうございました。

【東急不動産株式会社 小島氏】

少し補足をさせていただきますと、配慮書の時点では、北海道庁さんからも配慮書の段階で住民説明を行うなど丁寧に進めてくださいというご意見をいただきまして、当別町さんをはじめ、月形町さんや札幌市さんにもお声掛けをしてご相談をしました。その中で、当別町さんについては、説明会をやってほしいとお話をいただきましたので、配慮書の時点では説明会を開催させていただきましたが、今回も同じようにご相談をしたところ、今回は説明会をやらなくてもいいのではないかというお話も頂けましたので、実施しなかったという経緯でございます。

あとすみません、先ほど豊永のほうでお答えした、石岡さんからご指摘いただいたカーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現は不可能ではないかというところですが、非常に重要なご指摘だと思っております。我々もこれが実現できるかどうか非常に難しいものだと思っておりますので、先ほどご紹介したように、座談会にも参加させていただいて、自社だけではとてもできるものではありませんので、関連する専門家の方々、実は座談会以外にも、研究されている色々な先生にお話を聞いています。そういった方の色々な知見を含めて、どういったことができるのか、どういった評価ができるのかということを考えていこうと思っております。また、地域環境計画さんにお手伝いいただいているのですが、弊社で蓼科のリゾートタウンという、スキー場とゴルフ場とリゾートホテルなどの一大拠点がありますが、そちらを環境共生サイトに申請をして、この2月に認定を取得しております。その中でコンサルとして地域環境計画さんにも入ってやっていただいていたので、そういった観点もありまして、お手伝いをいただいているところでございます。

【松島会長】

はい。ありがとうございます。自然共生サイトですよ。

【東急不動産株式会社 小島氏】

はい、そうです。

【松島会長】

環境省が選定しているエリアで、今、国土の 30 パーセントを保護区にしなければいけないという目標がありまして、その 30 パーセントに含まれる地域として、自然共生サイトという制度が今走っていて、その一つに認定されたというお話でした。

ちょっとすみません、今のネイチャーポジティブの件についてなのですが、このお話ははっきり言って答えがまだない話だと私は思っています。できるかできないかも、まだ分からない、かなりチャレンジングで。うまく行っている事例もありますし、そうではない事例もあると思っています。ここでできるかできないかを話し合うのはもちろん（難しい）ですが、気になったのは持続性というのが担保できるかどうかなんです。こういったご提案を頂いているのですが、実際に走らせて続けていけるものなのかどうかというところが。やろうと思ったけど、建ったあとやっぱりちょっとやめました、無理でしたという話になると、地元としては困ったなっていうことになると思うので、そのあたりいかがでしょうか。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

はい。東急不動産の豊永よりご回答いたします。

そうですね。こういった活動も持続的にやっていかなければ意味がないと思っておりますので、ご指摘のとおりかと思えます。この事業、まず当然今後続けていきたいと思っておりますけれども、要因として二つございまして、一つ目はまず当社、不動産会社でございまして、まちづくりもやってきた会社ですし、資産というか、そういった建物とかを持って長く運用していくということにはノウハウがあります。この事業においても、ずっと当社で保有していく前提で事業を検討しておりますので、そこが一つ目の要因です。

二つ目に関しましては、本事業の特殊な要因でございまして、今、地権者の皆様にさまざまなお声掛けをしているなかで、土地を売却の意向がある方も多くいらっしゃいます。通常、風力事業ですと賃貸の場合も多いのですが、この事業においては地権者様のご意向に従って売買というところも検討しておりますので、当社の土地となれば、そういったところも続けて検討していきやすくなりますので、そういったことも含めて、持続的な取り組みとしてやっていきたいと考えております。

【東急不動産株式会社 小島氏】

東急不動産の会社の体制として、持続できるような体制を作っていくのですけれども、実際、運用面のところについても、今、先ほどお話ししたように専門家の方に、こういった観点で事後の調査なり評価をしていくかっていうところの話を進めていって、そういったポイントをしっかり確立して続けていけるような形に持っていけたらと思っております。

【松島会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。ほかに皆様、ご意見、ご質問は。はい、長原委員お願いします。

【長原委員】

ただいまのお話と少し被るのですけれども、両立という点では、まさに私たちもそれを求めているわけですし、そういう点では積極的にやってもらえれば、これが実現できると本当にいいなと思います。そこでお聞きしたいのが、先ほど（松島）先生から全国的な事例はほかにもあるというお話でしたが、東急不動産さんとしては、こういう視点から取り組んだ他の事業、経験値というのはお持ちなのでしょうか。

もう一つは、エネルギーの地産地消、地域で消費すると、地域貢献したいと。その姿勢についても、それはそれでいいと思います。その上で、ここに記載されている、送電線を厚田から新港まで直接引くとなると、かなりの事業だと思うのですよ。実現の可能性っていうのは大丈夫なのでしょうか。また併せて、（松島）先生のほうからご指摘のあったことと被りますけれども、ここに書かれている様々な計画の実行可能性、持続可能性、大丈夫なのか、実行性が担保されるのか。非常に大事な点なので、絵にかいた餅になってしまうと、私たち何を審議しているのか分からなくなってしまうから、その辺のことを今一度伺いたいと思います。

続けてよろしいでしょうか、細かい話で1、2点。

【松島会長】

はい。

【長原委員】

ご承知のとおり、当該地域は砂地です。それで水が非常にきれいな地域で、漁業にも非常に大きな影響を持つ訳で、水質汚濁ということが心配されます。色々対策を講じると書いておられますので、大丈夫なのだろうと思いますけれども、工事中のことですから、どういう事態が起きるか分からない。また時期によっては漁業等に大きな影響を与えられられますので、この水質汚濁に対する防止対策については、念を入れて取り組んでいただきたいというふうにお願いしておきたいと思っております。

最後にゾーニング計画について、前回配慮書の段階で考慮されてないのではないかと、いうことを私は申し上げました。私たちにとってはそれなりに重視している行政計画でございますので、今回、それに真摯に向き合うという姿勢をお示しいただいた点では良かったかなと思います。同時に、それに向き合っていたいただいた具体的な対策や方法は、今後の調査研究を含めて進めるというお話もございましたので、これについても十分配慮して実行計画を持っていただきたいということをお願いしたいです。

もう一つ、当該地域は比較的なだらかな丘陵地ですので、そういうことは起きないかとは思いますが、過去の色々な健康被害という点で見ますと、騒音被害、低周波音の被害について、谷あいの地域においては、こだまと言いますか、エコーと言いますか、丘陵地の稜線に風車が建つ場合、思わぬ被害を起こすということもかつてあった訳で、この地域、そういった稜線という意味での谷あいというのはないのかなとは思いますが、もし今後風車を建設するに当たってそういう位置が選定されるとするならば、谷あいにおけるエコーの騒音被害の問題なども十分留意、配慮していただきたいなということも併せて申し上げておきたいと思います。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。事業者さんの方がいかがでしょうか、今のご指摘、ご質問について。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

ほかの事例と、どういった観点で両立を目指していくのかということ、送電線のところをご回答させていただければよろしいでしょうか。

【松島会長】

はい。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

一つ目のほかの事例と、これを達成するための観点というところに関しましては、当社で言いますと、先ほどご説明をしたリゾート地の蓼科での事例は一つ、カーボンニュートラルではないですけれども、そういったリゾート等の経済活動とネイチャーポジティブを実現していく事例として、当社の中で先行してやっているところでございます。

あとカーボンニュートラルの観点ですと、今、営農型のソーラーシェアというのも社内ではやっております、太陽光とそういった農業やそこに住む生物の両立ということも取り組みを先行してございますので、そういった事例も含めながら検討していきたいと考えております。

本件の両立に向けた観点でいきますと、やはりこの事業地の中でどうゾーニングを作っていくかというのが重要だと考えています。ゾーニングというのは、石狩市のゾーニング計画ではなくて、どういう事業計画をゾーニングするかということです。一緒に風力と生物多様性保全の活動を入れても両立できるものではない、そんな簡単なものではないという認識がございますので、風車として利用する場所と、それに対して適切に鳥類と生物を管理できる場所も、ゾーニングを作って取り組みを考えていくということが、両立の実現に向けては重要な観点かというふうに認識をしております。

【東急不動産株式会社 小島氏】

今の生物多様性保全の観点でいきますと、お配りした資料の裏表紙のところにも載せていただいているのですが、「東急不動産は生物多様性の輪を広げていく」ということで広告を行っております。これは都市部の事例ですが、東京の表参道というところの弊社の施設で、屋上を大きく緑化をしております。その緑化をしている場所で、生物の多様性が回復しているということも、複数年モニタリングを行ってきておりまして、そういったところの評価をしてきているというのがあります。市街地ですので、改変したゼロのところは自然を戻していくということなので、今自然がある場所で保全していくのと、また少し違うのですけれども、観点としてこういった取り組みも行っておりますので、そんな事例なども含めながら、今回の案件に臨んでいるというところでございます。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

二点目の送電線のことに関して回答させていただきます。ご意見いただきましたとおり、新港のエリアまで直接送電線を運んでいくということの難易度が高いことは認識をしております。そこの検討も進めているところなのですが、やはり石狩川が、かなり大きな川が通っていますので、そこを越える部分には一定の課題があると認識をしております。本事業においては、まずは北海道電力さんの系統に繋いで電気を新港の方に運んでいくということと、あと送電線を直接繋がられる場合はそちらも含めて、両軸で引き続き検討を進めていきたいと思っておりますので、そういったご回答とさせていただきます。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。

【長原委員】

今後の事業の進行を見ていきたいと思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。玉田委員お願いします。

【玉田委員】

これはもう方法書というもので印刷になっていますが、アセスの手続きとして道の方にも出したという理解でよろしいですか。

(一同頷く)

分かりました。聞きたいことが山ほどあるのですが、まず先ほど石岡委員からヤマドリの話がちらっと出てきました。説明の中ではコウライキジとエゾライチョウだという説明だったのですが、東急不動産ないしは気象協会さんとして、ヤマドリを石狩市の中でどういうふうに認識しているのか、そのあたりを。何で石狩市の中の事業のアセス書にヤマドリという言葉が出てくるのかということに最初から不信感があって、どう認識しているのか、考え方、認識を教えていただきたいのですが。

【松島会長】

はい、お願いします。

【一般財団法人日本気象協会 鎌田氏】

すみません。ヤマドリの記載については、クマタカの一般的な餌種の一つとして記載をして、そのまま記載させていただいてしまった部分もあります。こちらのほうは、先ほども申し上げたとおり、今後の審査会対応等については、訂正させていただいたうえで、ご説明させていただきたいと思っております。

【玉田委員】

私はヤマドリには関心があって色々調べておりまして、いろんな思いがあります。確かに本州においては、クマタカの主要な餌としてヤマドリは時々出てくる鳥なのですが、北海道においてはもともといない鳥です。1970年代、まだ生物多様性とか外来種とかってという言葉が出てくるもっと前の、今からもう50年ぐらい前の話なのですが、まだ狩猟を盛んにやっていたころという時代に、大日本（正しくは北海道）猟友会が北海道の各地で放鳥した鳥です。だから、北海道では外来種なのです。なのに、それが北海道ではほとんど定着せずに、特に石狩管内では全く定着していません。その証拠に、石狩管内では石狩鳥類研究会という、（北海道）野鳥愛護会の方々を中心に組織している団体があって、ここ20年ぐらい、この鳥の関係者が石狩管内だけをターゲットにして、どんな鳥が毎年出たかというのを調べています。きれいな図が描けています。1回もヤマドリは出てきていません。（※事務局注：会議後、玉田委員より「1992年4月に札幌市で1回だけ確認記録あり」との補足情報が提供された。）

ということは、愛護会や野鳥の会の人たちや鳥を見る人たちが、みんなそこに情報を集めていますから、そういう人たちが見ていないという鳥で、20年ぐらいいないという鳥で

すから、まず、99 パーセントいないと。昔放鳥したけどいないと言っていいと思います。そういうところの資料があるにも関わらず、そういう資料は全然見ないで、今、本州の餌種だからということで、ポロッとここに出てきてしまうということ自体、まず疑問があります。

餌動物のことを考えるのだったら、北海道猛禽類研究会というところがありまして、そこで北海道の猛禽類という冊子を出しています。ここで具体的に言うと、先ほど気象協会さんから出していただいた記録簿のほうに何人か名前が載っていますが、例えば建設環境研究所の瀧本さんや徳永さんなどは幹事として活躍していただいています。本州と北海道はかなり違うところがあり、開発の問題が色々ありますので、クマタカや特に猛禽類、オオタカですとか、そういう問題をアセスとか色々なところで得た知見をまとめた冊子（北海道の猛禽類）があって、餌動物に関しても、きちっと調べられて、表が出ています。なのに、そういうものを参照しないで、本州の事例だけを持ってきて、ここでヤマドリがいきなり出てきてしまう。いないものを持ってきてしまうということ自体が、本当に北海道石狩市でこういう事業を展開しようということを本気で考えているのかというところが、まず大きな疑問として残りました。ヤマドリの話は、このぐらいにして、ちょっと次に進めてもいいでしょうか。

【松島会長】

はい、お願いします。

【玉田委員】

図書の作りの中で、説明を聞いていて非常におかしいなと思ったところがあります。まず、図書の 250 ページで、その少し前から配慮書に対する経産大臣の意見がずらずらと書いてありまして、250 ページの（3）のところで鳥類のことが出てきます。経産大臣のほうからは、オジロワシ、クマタカ、オオワシの生息地だよ、それからノスリの主要な渡り経路だよ、ということが指摘されています。それに対して、事業者の見解として、専門家の意見は聞きますよというふうに逃げています。それは仕方がないと思います。それはそのとおりでいいと思います。では、それに対して 260 ページで専門家からの意見を聞いていますが、某大学の准教授に聞いた中では、これに関して、クマタカ、オジロワシ、オオワシ、ノスリに関して、全く事業者からそれに関しての質問が出てきていない。見解も聞いていない。ということは、経産大臣の考え方を、その前のほうでは、専門家にこの件は聞きますよと言いながら反映していない。さらにこれは方法書ですから、次の準備書に進めるためにこういう調査をしますよ、ということをして 316 ページあたりで色々こんな項目を検討しますというのがあって。ここで鳥類について色々出てきますが、猛禽類についてはクマタカしか検討しないと。要するに経産大臣からクマタカ、オオワシ、オジロワシ、ノスリを調査しろ、大事だよ、これについて考えなきゃいけないですよって言われていたのに、専門家の意見を聞きますと言って、専門家にはそのことを全く聞かずに、紋切り型のようにクマタカの調査だけします。

それで終わり、っていうふうにしようと逃げているというふうにしかなこの図書は読み取れません。とっても残念です。

少なくとも、この後の準備書では、調査の結果が出てきて、衝突確率などというのを出していかなければいけないと思います。経産大臣から、オジロワシやオオワシの問題が出ていのに、この調査方法で、オオワシとかオジロワシの、例えば衝突確率の問題などが、一般的には次の準備書では出てくるものだと思うのですが、ここでやりますよということが調査メニューの中に入っていない。これは、衝突確率、オジロワシ、オオワシを軽視しているというふうにしかな考えられない。要するに経産大臣が言ったことは言わせておけばいいやというふうにしかな取っていないのかなというふうに取れました。

それから先ほどゾーニング計画の話が出てきました。ゾーニング計画は、図書の338ページで配慮書に対する知事意見が出てきています。その中の(4)で、「石狩市のゾーニング計画を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること」とあるのですが、先ほどゾーニング計画の説明も聞きましたが、重なっていますという説明はあったけれども、重なっているからどうするという意見が全くなくて。配慮書からエリアを外した部分の説明は少しありましたが、それはゾーニング計画を踏まえてという話ではなくて、土砂災害の問題ということで外したという説明がありました。配慮書の段階でゾーニング計画を踏まえて計画を練ってくださいよ、調査の準備をしてください。という知事意見が出ていながらも関わらず、のうのうと、こういう重なっています(という説明はあるものの)、重なっているからどうしますというものが全く出てこないというところを見ると、先ほどの経産大臣の意見と同じように、言わせておけばいいや、というふうにしかな考えてないのかなというふうに私は取りました。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。まず、猛禽の話でしょうか。クマタカ以外の、この経産大臣の意見にあったオジロワシ、オオワシ、ノスリ等についての見解を少しお聞かせいただければと思います。はい、お願いします。

【一般財団法人日本気象協会 鎌田氏】

専門家のヒアリングについて、そういったコメントがなかったということですが、まずは弊社のほうで調査計画案といったものを、この方法書に書かれている素案のようなものを、有識者の先生にお示ししながら、コメントを頂いたところでございます。その中でこちらが計画していた調査計画の部分でよろしいといったところについてはコメントがなかったもので、そういった分はコメントに記載をされていないといったところでございます。

それとオジロワシとオオワシの件については、動物のほうで記載をしております、具体的に言うと285ページですね、希少猛禽類の調査は2営巣期実施しますので、こちらの中でクマタカ以外の猛禽類についても確認されたものは記録をしていきます。

加えて鳥類の渡りについても、春と秋に複数回実施を予定しております。それとオジロワシ、オオワシについては、希少猛禽類は月1回3日間の想定なのですが、それとは別途、越冬鳥類、こちらオジロワシ、オオワシ等を対象として、冬季は月1回3日間の調査を計画しているといったところです。そういったところの計画をしているので、道知事意見に対してそういった対応をしているといったところでございます。

猛禽に関して、生態系については、この辺りあまり調査をされていない地域といったところで知見も少ないので、まずはクマタカといったところで選定をしておりますが、現地調査結果を踏まえて、上位性の注目種については、適宜検討していきたいと考えてございます。以上です。

【松島会長】

はい。玉田委員、よろしいでしょうか。

【玉田委員】

根本的にすれ違ってしまっていて、信頼関係が持てていないなということです。本来は、経産大臣がこう言っているのであれば、図書の作りの中で、経産大臣が少なくとも4種類を指摘しているのに、その後ろでは経産大臣の話を全く聞かないで、中にとらわれているクマタカだけを使って話を作ってしまう。確かに項目として、猛禽類調査でクマタカのついでにオジロワシ、オオワシも出るかもしれませんが、しょせん、企業のスタンスとしてはついででやればいいのかというぐらいにしか考えていないのかな、というふうに取れました。

先程、ゾーニング計画のあとに、ゾーニング計画で全く反映されていないという代わりのように、東急不動産のネイチャーポジティブの資料を出してきていますが、これも先ほどと同じように、議論のすり替えをしていて、一方で（風車を）作るけど、一方でこういうことをやりますよという、すり替えちゃっているなという感じにしか聞こえません。多分平行線でしょうから、これ以上言っても仕方がないと思いますが。図書の作りとしては、私はそういうふうに読みました。以上です。

【松島会長】

はい。ありがとうございます。やっぱり具体的にこう種が指定されているものに対して記載がないと、これやらなくてもいいことになってしまいますよね。要は、当初から想定していなかったという、ある意味エクスキューズになってしまうので、やはり指摘があった項目については、もう少し真摯に対応いただけるといいなと思います。

もちろん、これから調査の中でやっていくつもりではあったというお話ですが、それがこれを読むとそこがこう見えないという。そうすると、逆にやらなかったときに、データが出てこなかったときに、そもそも書いていなかったという話になってしまったら、も

うこれ完全に言い訳と言いますか、そういう恐れがあるというのが、今の玉田委員のご指摘だと思います。もう一つ、ゾーニング計画への対応について、そちらの方も少し今玉田委員からご指摘がありましたけれども、いかがでしょうか。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

はい。ゾーニング計画の対応についてですけれども、まず対応としては、該当している項目を市に確認をしましたというところと、あとは先程申し上げたとおり、住居に関しては、基準の離隔が確保できるように、事業計画を今回設定しておりますので、そういった点でゾーニング計画には配慮しております。あと、鳥類に関しても、こちらに関しては現地調査を試みなければ詳細な現地の状況が分からないという前提ではございますが、まずは現地調査を一部実施して現地の状況を確認したというところで、引き続きしっかりと調査をして対応していきたいと考えております。

【松島会長】

よろしいでしょうか。よろしくはないかもしれない。

【玉田委員】

確かにゾーニング計画というのは法的な規制はないのですが、石狩市としてはこういうエリアは保全していきましょうという姿勢を出しているものですから、その中に石狩市の姿勢としては建ててほしくない場所という意思表示だと思います。それをほとんど無視するような形で、そこに建てますよという資料が出てきてしまっています。それに対して、じゃあどう配慮するんだっていうのは、今の説明を聞いても、住民の話と、鳥は調査してみなきゃ分からないからという説明だけです。分かりましたかって言われても、はい分かりましたと、ちょっと私は答えられません。

多分平行線だと思いますから、これ以上言っても仕方がないと思います。企業のスタンスとしては、例えば経産大臣の意見に対しても、知事意見に対しても、ああそうですかで終わっちゃうのかなっていうふうに。手続きとしてはやりますけど、そういうふうにしかとらえられません。その他のネイチャーポジティブの説明も色々ありましたが、先ほどからも両立ができるのかという疑問の声が上がっていますが、その程度かなというふうにしか感じ取れません。

【東急不動産株式会社 小島氏】

ご意見ありがとうございます。図書の作り込みのところは大変申し訳ありません。誤解を生じてしまっているようなところがあるのだとすると、そこは訂正していかないといけないと思います。本案件については、既に一部先行調査なども始めている中で、当然オジロ

ワシなども確認したりもしていますので、調査結果の中でしっかりとそういったところも言葉を出して反映していければと思っています。

ゾーニングの件に関しましては、我々もこのご指摘をいただいた中で、配慮書から方法書に移るに当たって、1年以上の時間をかけて、実際、ゾーニングがどうやって作られたのか、議事録を拝見したり、市から情報提供を受けたりしながら、また、当時のゾーニングの策定に関わられた専門家の先生にも意見を聞きながら、丁寧に組み立ててきたつもりでございます。当然、先ほど申し上げましたけれども、ゾーニングがこうだからってというのはちょっととりあえず置いて、実際の現状がどうなのか、現状で影響がちゃんとあるのかどうかってところをちゃんと測っていかないといけないというところで、まずは調査をしっかりやっていきたいということで考えています。

それに当たって、まず先行して一部調査をさせていただいて、そこで何か決定的な要素が出てきたら当然事業をできないという判断をしようと思って調査に入ったのですが、その段階ではまだ分からないということもありますので、改めてもう少し広い範囲で調査をさせていただいて、検討していければと考えております。ですので、それを全部ないがしろにしてとか、そういうことではなく、丁寧に進めていこうと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。他の委員の方、ご意見いかがでしょうか。はい、芥川委員お願いします。

【芥川委員】

経産大臣の意見、知事の意見がありましたが、この中で、今回のところの周りに既設の風力発電所があるので、「必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること」という意見が出ていて。近くの住民の方々は、やはり一番心配なのは騒音だったり、影だったり、低周波だったり、そういう健康に直接被害というよりは、どういうふうに環境や自分の生活が変わるのかというところが知りたいところなのかなと思うのですが。累積的影響についてどういうふうに調べるということが、どこかに書かれていたのかなというのが、私は探せなかったんで、そこをご質問したいのですが。

【松島会長】

はい、お願いします。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

日本気象協会の山田のほうからご回答いたします。方法書の中ではまだ具体的にどうしていくという、具体的な話は記載していないのですが、この知事意見の対応表のところに記

載しておりますとおり、まずは予測に必要な情報、今、お話に上がった、例えば騒音でしたら、他事業者の風車の位置、それから風車のサイズですね、あとは風車から発生している騒音のレベル、パワーレベルがどのくらい出ているのか、そういったところの情報を入手して、本事業によって発生する騒音と他事業者の風車から発生している騒音を足し合わせて、どういった騒音レベルになるかというのを予測してまいります。ほかの項目についても、基本的に同じような流れで、予測に必要な情報を入手して、本事業における調査の結果、それから事業計画の内容を踏まえて予測していくことになります。以上です。

【芥川委員】

今回の調査に実測が含まれていて、既設の風車が近くにあるのかなというふうに資料から読み取りましたので、そのあたりも、今こうでどういうふうに変わって、累積的にはどうか、ということをしつかり書かれた評価が必要なのかなと思います。現状はこうで、予測は予測なので、実測にはならない。そのあと検証できるかどうか分からないのですが、そのあたり、現状で既にあるものなのか、そういうところをしつかり評価のところやっていただけると、皆さんの理解が深まるのかなと思いますので、そのあたりの記載の方法ですね、そこをお願いします。

この方法書は本当に難しくて、何で評価があるのかなって、最初少し思ったら、これは前の配慮書のときの評価だったので、少し読みにくくて、多分混乱される方々もたくさんいるのかなと思います。まだ今何も予測もしていない、まずは現状を測定して6か所騒音を測って、低周波もやります、それで周りのことも考慮しながら予測をしていきます、ということをやるということでよろしいですね。

(事業者一同頷く)

では、そういうことをやりましたという評価書の書き方でぜひお願いします。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

ご指摘いただいたとおりでございます。図書の作成については、委員の方々、それから住民の方々に分かりやすいように、図書ですとか、あとは説明会での説明資料、そういったところは十分工夫して分かりやすい資料になるよう、記載してまいりたいと考えております。

【芥川委員】

願わくばですけれども、72時間ということは、3日間ですよ。24時間×3日間やるということなので、例えば昼と夜に分けるとか、ここに載らなくても、丁寧な測定結果というのを皆さんにお知らせするということが大事だと思いますので、そのあたりの配慮をどうぞよろしくお願いします。

【松島委員】

はい、ありがとうございました。ほかのご質問、ご意見等いかがでしょうか。はい、黄委員お願いします。

【黄委員】

先ほど（芥川委員から）コメント頂いた内容と関係しているのですが、周りにほかの風車があるということもあるのですが、この今計画されている事業範囲の中で、風車をどのサイズでどの規模で配置するかによって、かなり影響が違ってくると思うのですよね。それについて、例えば南の西側に近づいて配置するともっと影響が大きくなったりするかなと思うのですが、今回のこの予測、268 ページに書いている音源の配置とか、それについて本当にここには何も書いていないので、ただ音源を配置して予測するという事しか書いていないのですよね。例えば、最大その影響を考慮した配置の上で数値を出すとか、そういうことが。方針がどうなっているのか分からなかったの、それが分かるようにしていただけるといいかなと思いました。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、風車の配置について。はい。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

方法書の段階では、風力発電機の設置予定範囲というエリアでお示ししております。まだ調査を行う前の調査計画をお示しする段階ですので、この赤い斜線部分のどこに風車が配置されてもしっかりと予測ができるような調査計画を策定するという意味で、こういったエリアで示しているというところがございます。

準備書では、そういったポイントで風車の位置をお示したうえで、その配置における予測の結果を図書のほうに掲載いたしますので、その際にご説明をさせていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。ちなみに、可視領域を計算したときというのは、今、斜線が付いている範囲をそのまま 180 メートルくらい立ち上げて、そこが見えるかどうかという評価をされたのでしょうか。

【一般財団法人日本気象協会 山田氏】

はい、ご認識の通りです。

【松島会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、百井委員お願いします。

【百井委員】

市民としては、難しくて分からないのです。今（芥川）先生が言っていただいたように、現時点でこれをどうとらえればいいのかということを明確に今教えていただいたようなので安心しました。今後があるのだなど。一般市民ってこれをどう見たらいいのかとか、どう評価すればいいのかって非常に難しいと思うのですが、現時点でということ言っていたのだなって思って、少し安心したので、今後改善の余地だとか、説明の仕方っていうのが何か共有できたような気がします。色々な課題があるっていうのは、専門家の先生には、すごくたくさんあるのかもしれませんが、そういうのはありながらも、今後改善の余地があるのだなということがよく分かったので、安心しました。

あともう一つですね、これも素人考えですが、自然とか色々なものを、今開発だけとは言わないですけども、共存とか共栄とか両立とか、この間審議した計画にも色々なところに出てきて、それは実現可能かどうかという話もありましたが、目指すものだというふうに思っています。みんなそれぞれの立場でバラバラやるのではなくて、例えばこういう事業は関わって色々なことをやっていかなければならないので、これで少しでもそういう目指すところが分かってくると、一つのサンプルになるのではないかとということで、今の厚田、石狩の現状がそのまま行けばいいのか、もしくはこういう事をきっかけにいいサンプルができれば、更にいいなと思います。私は色々な課題はあるにしても、期待を持って、市民の目も大事にさせていただいて進めていただければと思います。以上です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。ほか、ご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、玉田委員どうぞ。

【玉田委員】

市の意見を、出すのですよね。スケジュールのようなものってあるのでしょうか。

【松島会長】

このあと市からの意見という形で、いつごろになるでしょうか。

【事務局 時崎部長】

道庁から意見提出の要請が文書で示されて、そのときいつまでということで締め切りが示されます。それに基づいて市の方で作成した上で道庁に出す、という流れでございます。道庁がいつ締め切りを設定するかまでは現時点では定かではないです。

【松島会長】

はい。よろしいでしょうか。

はい。それでは、議題1については、これで終了したいと思います。関係説明員の事業者の皆様、退席なさってください。ありがとうございました。

(事業者退席)

【松島会長】

はい、ありがとうございます。そうしましたら、その他の案件についてですが、時間もだいぶなくなってきてしまったのですが、前回の委員会の中で繰り越しとなっておりました石岡会員からのご提案のあったゾーニング計画、特に洋上に関して、今回情報提供を行うということが、これはゾーニング計画の変更にあたるのではないかと。変更案件ですね。変更するにあたっては、環境審議会で審議が必要であるというところから、そもそもまずゾーニングの変更が必要であるかどうかというところを。

審議会は条例で定められていますとおり、市長から、市からの諮問に対して答申をしていくという役割を担っているのですが、中には建議ができるという項目もありまして、その建議としてこの中で情報提供、ゾーニング計画の変更ですね。これが必要かどうかという、議論するかどうかを、まずは少し皆様からご意見頂ければと思って、前回1か月弱ですけれども、宿題というような形で、次回に持ち越しますという形で、今回に至っております。

皆様のほうから少しご意見が、この3週間ほどでありましたらお伺いできればと思うのですが、いかがでしょうか。はい、石岡委員どうぞ。

【石岡委員】

私は再エネ海域利用法に基づく促進地域の指定に関わる情報提供について少し疑問を持ったのです。出発点はそれです。菅澤前会長の最後の審議会で、初めて再エネ海域利用法に基づく促進地域の指定に関わる情報提供についての資料提供があったわけですが、先行利用者である石狩湾漁業協同組合の要望書に沿った形で情報提供を行ったということです。

そのとき、丹野委員、今も全然出席されないのですけれども、石狩市の風力発電ゾーニングでは、漁協のほうで反対の意見を述べて、環境保全区域になったのですが、再生可能エネルギーと共生していかなければならないだろうと、一応、造る、造らないではなく、そこを調査してみて、どういう結果が出るか、その結果でまた判断していきたいということで、要望書を出したということでした。それで、こだわるわけでもないのですが、菅澤前会長が、「聞くところによりますと、道や環境省の方でも、石狩市のゾーニングは民主的と言いますか、手続きを経て出来たものだから尊重しなさいという意見がされているとのことでしたので、私も役割を頂いた中で、少し成果はあったかなと」。これは当時の最後の議事録で、それを要約しているのですが、「これで洋上のメガファームとなると、また話が大幅変わってきてしまうので、これからが大変だというところですよ」、それで任を降ります、というこ

とでした。「次期に残る方はこの大問題がありますので、これから十分に話をしていってほしいと思います」という言葉を残されて任を降りたのですよね。それは前会長の言葉ですが、そのあとに、2021年10月には令和3年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会の追加資料として、団体から「石狩湾一般海域洋上風力発電事業について市民参加手続きを求める要望書」というのも出されました。第10次市民参加制度調査審議会の答申として、本審議会は「市民の声を活かす条例」第28条に基づき設置され、本条例の改廃、本条例に基づく規則等の制定や改廃、市民参加手続の実施・運用状況の評価、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項について市からの諮問に応じるものであり、個別の案件を取り上げ、市民参加手続の要否について判断すべきではないとの結論に至りました」ということでした。これが市民参加制度審議会で話し合われた結果でした。追加で、「しかしながら、市に対してはこのような様々な意見や要望に対して真摯に対応するよう求め、本条例の目的にもある市民と市の協働によるまちづくりが図られることを期待します」という第10次市民参加制度調査審議会の答申でした。

私は傍聴していたのですが、やっぱりゾーニングについて話し合ったり、それから話題にしたりできるのはこの環境審議会だけだなんて、私はそのとき思いました。ですから、少しずつでもここの委員の皆さんで考えたりしていってもらいたいと思います。

まとまらないのですが、今日の東急不動産は、ゾーニングについて、保全区域を変更しなさいみたいな、何かそういうところまで書いてあったのですが、私としてはその議論はやはり委員で、別の場でというか、こういう場で話し合ったらいいなと思いつつ、何でもそこまで言うの、と思いながら聴いていました。だから、ゾーニングを簡単に変更してしまうと、色々な事業者に変に利用されはしないか、そう思うので、私は慎重に皆さんと本当に一生懸命考えていきたいと思っています。

【松島会長】

ありがとうございます。すみません。時間がまた超過してしまっているのですが、15分くらい延長しても皆様大丈夫でしょうか。仕切りが悪く、前回に引き続き少し延長させていただく形になりますけれども、こちらの議論のほうを続けたいと思います。

石岡さんからのご指摘ですね。まず、ゾーニングについて、環境保全エリアに指定されている大きな要因になっているのが、漁業者の漁業区域というのでしょうか、そこに指定されているエリアであると。漁業者の土地のようなものになっていたの、そこで漁業者の方はここに建てることは困るというご意見だったので、そのゾーニング計画を作った段階では、そこは環境保全エリアになって、もちろんほかの色々なレイヤーも入っていますので、もしその漁業区域がなくなったとしたら、環境配慮エリア、A・B・Cとありますけれども、そういうエリアになるであろうと。調整エリアですね、すみません、私も最近言葉が出て来なくて。調整エリアに指定されるであろうという区域であったと思います。

今回、洋上に関しては、先ほどの情報提供の依頼があった際に、漁業者としては検討することはやぶさかではないという回答だったというところで、情報提供を行うことになったと。これが言葉をそのまま借りれば、実際に調査をして、そこで是非を判断すべきであるという回答であったというふうに私は理解しているのですが、ですから情報提供イコールその風車を建てるという話ではないというふうに理解はしています。

ただ、そういった情報提供する行為そのものが、環境保全エリアになっているのだから、そもそもそんなことを考えること自体がおかしいのではないかと、恐らくそういうご指摘ではないかと思うのですが。であるなら、エリアを調整エリアに変えるべきだと。調整エリアに変えるには、環境審議会で審議する必要があるというところから、今回こういったお話になってきているという流れが、経緯がございます。

そういった中で、この件について、まず環境審議会として、エリアの変更に当たるかどうかといったところです。そもそも情報提供がどうなのかというお話もありますけど。はい、玉田委員お願いします。

【玉田委員】

前回の会議のときは、突然資料が出てきて、十分読み込む時間がなかったので、少し的外れなことを言いましたが、帰ってからよく読ませていただきました。この調査の情報提供の出し方が少し拙速だったのかな、という感じは受けました。市の中で、もう少し環境部局とエネルギー部局の間で調整を図って、ゾーニング計画があるのだというところで、どうしようかという、もう少しその調整が必要だったのかなというのが一つの感想としてあります。ですが、資料がもう出てしまっていますし、既にそれで何年か経っていますよね。それを踏まえて、整合性を取るためにゾーニング計画をいじるというのは、私はあまりよろしい方向ではないと思います。

市の立場としては二枚舌のような形になりますが、環境部局としてはゾーニング計画を堅持して、事務的には拙速だった部分は認めつつも、そういう方向でゾーニング計画はありますよと。公開もされているものですから。これは市のエネルギー部局のほうの調査で、こういう結果が経産省の方に道を経由して行っているのでしょうか。だからといって、整合性を取るためにゾーニング計画の方をいじるというのは、環境の観点から考えたら、私はマイナスだと思います。

これをここでいじってしまうと、他の先ほどの東急不動産だけでなく、他の風力発電も、じゃあ、うちうちもってということで、もう1回全部考え直さなければいけないという話になると、よろしくないと思います。なので、市のほうの対応としては、エネルギー部局と環境部局の調整が足りなかったという問題で済ませたほうがいいのかなというのが私の意見です。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、長原委員お願いします。

【長原委員】

話し合うのは悪いことではないと思いますが、おっしゃっていた石狩市の環境基本条例の中の、環境審議会の設置についての条項をもって、「審議会は、必要があると認めたときは、市長に建議することができる」というところが話の出発点だとすれば、市長に建議することはできるということの前提には、前項各号の事項に関し、ということになっていまして、その前項各号というのは何かと言うと、創造に関する基本的事項ということなので、範疇であり、そういう建議することができるというのは、入らないのかなという感じはしています。話し合っ、進言して、というのは否定しませんし、石岡委員の言っていることも全く理解しないわけではありませんが、条例解釈を盾に取って言うなれば、そういうことになるのではないかなと。法解釈としては、結論的に言うと前回申し上げましたように、建議するというような立場で議論するという話について言えば、無理があるなという感じはしています。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかの皆さん。はい、玉田委員どうぞ。

【玉田委員】

ゾーニング計画との整合性がないから、ゾーニング計画をいじらなければいけないという話になったら建議だと思うのです。ですが、私の解釈ではそこまでの話ではないだろうと思うので、話し合った結果、ちょっと不備はあったけれども、建議することほどの問題ではないというふうに認識したほうがいいのかと。私はそう感じました。

【長原委員】

建議することほどの話ではないと。基本的事項に含まれないと。私もそのように思います。

【百井委員】

同様の意見です。議論の延長線上に、結果的には、行政における検討や行政における判断という範疇に入ってきてしまうのではないかと思います。ここで議論を続けることは困難ではないかと思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。はい、芥川委員どうぞ。

【芥川委員】

ゾーニング計画はこの時点で作った計画ということで、きっちり出来ているので、時点修正するという事は、そのときにはまだ考えていなかったわけですから、その修正はないということ、あとは市の判断の範疇なのかなと思いました。今回の洋上の関係は、一番のところが漁業者のほうになってくるのかと思いますが、その意見は別に聞いているのであれば、あとは市の判断ということで、私たち審議会の範疇からは外れるのかな、と思います。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。皆様のご意見、私も賛同いたします。基本的には、行政の範疇ということで、審議会の中で、これをどうこうする、玉田委員がおっしゃったように、もしゾーニング計画を変更する必要があると認められるのであれば、そういった可能性も検討すべきことにはなるかもしれませんが、私も基本的にゾーニング計画の変更はすべきでないというご意見に賛同いたします。

ゾーニング計画自体はやはり門戸のようなもので、事業者が場所を探すときに、最初に石狩市としては、ここはやめてほしい場所ですよ、というのを意見表明している場所ですので、そこをあえて変える必要はないかと思います。

ただ、これはゾーニングの大きな課題でもあります。条例等で決められたものではない。罰則等もないので、事業者が進めようと思えば進められてしまうという側面はありますが、それは例えば地元との合意が取れていないというところに帰結していくのではないかなと、あまり強引な進め方をされるといずれば、ということになるかと思います。またデータに関しては、これは先ほど東急不動産も奇しくも指摘していた点ですが、その当時得られるデータを、かなりラフなデータを使っているところもありますので、もしそういう計画が上がった場合は、きちんとアセスに則って詳細なデータを取って、そこでこう合否と言いますか、その場所が果たして適しているか、不適なのかというのはまた別途検討するというのは、それはそれで手順としてありだとは思いますが、それにゾーニングを合わせる必要はないのかなと。ゾーニングの変更自体はいずれ10年後とか、何年か後に、また色々な詳細なデータが集まってきた時点で検討していくべき課題ではあるとは思いますが、今回の案件についてはそこまでには至らないのではないかと。これは私の意見でもありますし、今回委員の皆様のご意見を伺った中では、そういったことだったと思います。

ということで、例えばその他の案件として、今回のようにご指摘、ご意見を頂くことについて、私は問題ないと思います。ただ、これを建議として修正すべきだということを、この審議会のほうで審議して上げるというのは、今回はそれには相当しないということで、今回はこの案件について終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。石岡さん、最後に何かありますでしょうか。

【石岡委員】

今回、東急不動産がエリアを変えなさいというようなことを言うてくるとは思わなかったもので、どうしてこういうことになったのだろうと思いつつ、これはやはり、こういうふう利用されるのだなと思いました。私自身は市長の決断がやはり審議会を経なかったというのはちょっと違っていたなと思いつつ、やはり長原委員からも言われたのですが、政治の問題ということもあるので、そちらのほうからの問題ではありませんかと言われたのですが、そういうことなのだろうなと思っています。

それで、私は変更についてやはり話し合ったということは、その他にしろ、話し合ったということは一つの前進であったと思っています。これからも色々なことを話していければと思っています。

【松島会長】

はい、ありがとうございます。ぜひ、これからも色々なご意見をいただければと思います。

東急不動産から先ほどご提案にあった件、環境保全エリアを変更できるのではないかというのは、好意的に見ると、より詳細なデータを取って検討したらどうかという意見で、その上でダメだったらやめまうと言ってくればいいのですけれども、事業者はやはり投資しているので、恐らくなかなかそういう意見にはならないかもしれませんが、新しく色々なデータを取って、より詳細なデータを取って検討したいというのは、今までなかったデータが積み重ねられるので、それはそれで、私は悪くないと思っています。

これからも、こういったことについて、ぜひ、皆様からの忌憚のないご意見を、その他でいただければと思います。すみません、今回も少し超過してしまいましたが、これにて、今年度第1回の環境審議会は終了したいと思います。皆様ご協力ありがとうございます。事務局のほうにお返しいたします。

【事務局 上窪課長】

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の方から審議会の議事録について確認させていただきます。記録方法は「全文記録」、確認方法は「会長、副会長の2名で確認」とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【松島会長】

本日は長時間にわたりご参加いただきありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

【一同】

お疲れ様でした。

令和 6 年 6 月 26 日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長 松島 肇

令和 6 年 6 月 20 日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長 芥川 智子